

(仮称) 甲賀市こども・若者計画（素案）について（概要説明）

1. 前回提示案からの変更点

(1) 全体

現時点で記載が可能な範囲で、計画書形式で文章化。

(2) 計画名

39 歳までが対象となることがわかりやすいように、「若者」という文言を追加。

前回提示案：(仮称) 甲賀市こども計画

今回提示案：(仮称) 甲賀市こども・若者計画

(3) 基本理念（第 3 章関係）

施策体系の再考とあわせて、以下のとおり変更しています。

前回提示案：オール甲賀で子育てを応援し、こどもが将来に希望を持って、自分らしい生活を送ることができるまち

今回提示案：オール甲賀で叶える！こども・若者の「やりたい」と「自分らしさ」が輝くまち

(4) 施策体系（第 3、4 章関係）

- ・基本目標について、「特別な支援を要する層への支援」を普遍的な支援と切り離し、個別に位置付けるよう整理。

⇒今回提示案では、以下のとおり整理。

【こども・若者を対象とした普遍的な支援】

- 1 こどもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上

【子育て世帯を対象とした普遍的な支援】

- 2 安心して子育てができる環境整備

【特別な支援を要する層を対象とした支援】

- 3 特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実

- ・基本目標の整理に伴い、それに紐づく基本施策についても整理。

例)「1 こどもや若者への切れ目のない支援の充実」に位置付けられていた「障害児支援・医療的ケア児等への支援」を、「3 特別な支援を必要とするこども・若者や子育て家庭への支援の充実」へ移行。

⇒整理の結果、基本施策数が 20 から 21 に増加。

- ・基本施策に紐づく事業について、現行計画「第 3 期甲賀市子ども・若者計画」の施策体系における事業を、新計画「(仮称) 甲賀市こども・若者計画」の施策体系に合わせる形で記載。

【前回提示案との比較】

5月28日時点

基本理念	基本目標	基本施策					
オール甲賀で子育てを応援し、子どもが将来に希望を持って、自分らしい生活を送ることができるまち	1	子どもや若者への切れ目のない支援の充実		1	子ども・若者の権利の保障		
				2	切れ目のない相談体制の構築		
				3	切れ目のない保健・医療の提供		
				4	障害児支援・医療的ケア児等への支援		
				5	子どもの貧困対策		
				6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援		
				7	多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり		
				8	安全・安心な環境づくり		
	2	ウェルビーイングの向上	妊娠期から幼児期まで	1	子どもや保護者または養育者の健康の保持・増進		
				2	質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実		
			学童期・思春期	1	次代を担う子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備		
				2	子どもの居場所の確保		
				3	いじめ・不登校への対応		
				青年期	1	悩みや不安を抱える若者等への相談支援体制の充実	
					2	出会いや結婚の支援	
			3		若者の就労支援・雇用支援		
			3	子育てが家庭で安心できる環境の整備		1	経済的な負担軽減の支援の推進
						2	家庭や地域の子育て力の向上
						3	就業生活と家庭生活の両立の推進
						4	ひとり親家庭の自立支援の推進

7月30日時点案

基本理念	基本目標	基本施策			
子ども・若者の「オール甲賀で叶える！」「やりたい」と「自分らしさ」が輝くまち	1	子どもや若者の将来にわたるウェルビーイングの向上	すべて	1	子ども・若者の権利の保障
				2	子ども・若者の居場所の確保
				3	切れ目のない相談体制の構築
				4	切れ目のない保健・医療の提供
				5	多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり
				6	安全・安心な環境づくり
		妊娠から幼児期まで		7	子どもや保護者または養育者の健康の保持・増進
				8	質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実
		学童期・思春期		9	次代を担う子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備
				10	いじめ・不登校への対応
		青年期		11	出会いや結婚の支援
				12	若者の就労支援・雇用支援
		2	子育てができる環境整備	安心して子育てができる環境	1
	2				家庭や地域の子育て力の向上
	3				就業生活と家庭生活の両立の推進
	4				子育てにおける相談体制の構築
	3	特別な支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭への支援の充実	特別な支援を必要とする子ども・若者や子育て家庭への支援の充実	1	子どもの貧困対策
				2	外国人の子どもやその家庭への支援
				3	障害児支援・医療的ケア児等への支援
				4	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
				5	ひとり親家庭の自立支援の推進

2. 基本理念の考え方

（１）文言選定の視点

- ・わかりやすさ、伝わりやすさ。
- ・関係法令や計画等における理念との整合。

（２）文言選定の根拠

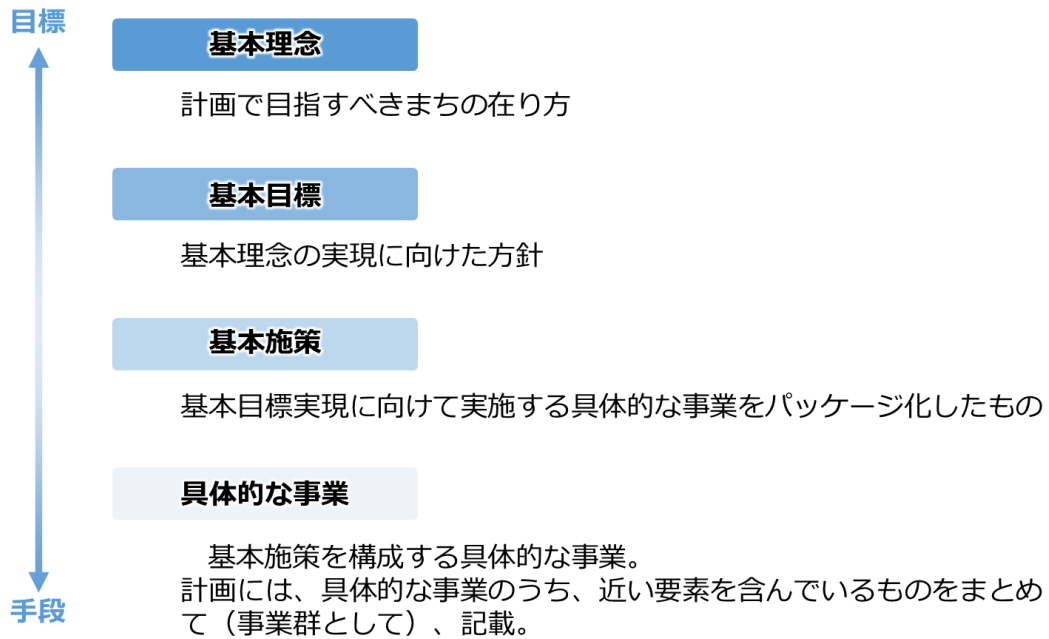
- ・上述の根拠を基に以下のとおり、文言を選定。

文言	根拠
オール甲賀で叶える！	・甲賀市総合計画において記載のある「オール甲賀」（※１）を引用。
「やりたい」	・子ども・若者が、子ども・若者特有の権利が保障された状態を表現。 ・未来に希望を持って生活を営むことができ、人生を設計できている状態。
「自分らしさ」	・同上 ・甲賀市総合計画において定義している「甲賀スタイル」の理念（※２）を援用。

※１ 産・官・学・金などの様々な分野や立場の方など、多くの皆さまに協力をいただき、市民の活力を最大限に引き出すムーブメントのこと。

※２ 地域のアイデンティティ、歴史、文化、風土などの「甲賀市らしさ」をバックボーンに、便利で質の高い暮らしにより生み出された「余白」を、アート・デザイン・旅・食・学び・音楽・スポーツ・アウトドア・ボランティア・地域活動などによる、「叶えたいライフスタイル」で埋めていく暮らし方のこと。

3. 施策体系の考え方



4. 今後の予定

年月	項目	内容
R8. 8～9	こども・若者を対象とした意見聴取	高校生、若者、要支援層等を対象として意見聴取を実施。
10	第3回会議	計画素案検討
11	第4回会議	計画素案検討→答申案確定
R9. 1	パブリック・コメント	パブリック・コメント実施
3	公表	計画策定→公表